	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て		Xq1																							
	－－ その他のもの	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ	TRQ-7	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	
110429.490	－ その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1104.29号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号110429.410の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																						
	4 その他のもの																									
110429.310	－ そばのもの	17.0%	B5		14.2%	11.3%	8.5%	5.7%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
110430.000	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	17.0%	R5		16.2%	15.5%	14.7%	13.9%	13.1%	12.4%	11.6%	10.8%	10.0%	9.3%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	
11.05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット																									
110510.000	粉及びミール	20.0%	B7		17.5%	15.0%	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	